70　電子記録債権の差押えの場合

債権（仮）差押命令申立事件において，電子記録債権を差し押さえる場合

【記　載　例】

当　事　者　目　録

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号
債　　権　　者　○　○　○　○
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号
○○法律事務所（送達場所）
債権者代理人弁護士　○　○　○　○

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号
債　　務　　者　○　○　○　○

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号
第　三　債　務　者　株式会社○○銀行
代表者代表取締役　○　○　○　○
（送達場所）
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号
株式会社○○銀行○○支店

〒１０１－００４１　東京都千代田区神田須田町１丁目23番地１

電子債権記録機関　日本電子債権機構
株式会社
代表者代表取締役　○　○　○　○

作成上の留意点

1　本事例は，電子記録債権を差し押さえる場合の当事者目録です。

2　電子記録債権とは，電子記録債権法（平成20年12月１日施行）により，事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設されたもので，電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする，既存の指名債権・手形債権などとは異なる新しい類型の金銭債権です。

3　電子記録債権に関する強制執行は，執行裁判所が，債務者に対し取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁止し，第三債務者に対し債務者への弁済を禁止するとともに，当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関に対し電子記録を禁止する差押命令を発する方法により行うこととされています（民執規150の９・150の10Ⅰ，民保規42の２）。

4　この差押命令は，第三債務者及び電子債権記録機関に送達することとされています（民執規150の10Ⅲ）。

5　差押命令の送達を受けた電子債権記録機関は，遅滞なく，強制執行等の電子記録をすることになります（電子債権49Ⅰ）。

6　電子債権記録機関は，主務大臣（法務大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官））の指定を受けてから，電子債権記録業を行うこととされ，指定を受けた電子債権記録機関は主務大臣から公示されます。公示の内容は，金融庁や全国銀行協会のホームページ等で確認することができます。

7　当局から指定を受けている電子債権記録機関は，平成22年７月15日現在，「日本電子債権機構株式会社」（三菱東京ＵＦＪ銀行の子会社）及び「ＳＭＢＣ電子債権記録株式会社」（三井住友銀行の子会社）ですが，みずほ電子債権記録株式会社（みずほ銀行の子会社）も当局からの指定を目指しており，全国銀行協会は平成24年５月の開業に向けて株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）を設立しました。

165　生命保険金の場合

債権者が債務者に対する金銭債権の回収を図るため，債務者が第三債務者に対して有する生命保険金支払請求権の差押えの申立てをする際に差押債権目録を作成する場合

【記　載　例】

差　押　債　権　目　録

金○○○万円

債務者が第三債務者に対して有する下記生命保険契約に基づく保険金支払請求権にして，頭書金額に満つるまで

なお，下記被保険者は平成○年○月○日に死亡した。

記

保険契約の表示

保険証券番号	○○○○号
契　約　日	平成○年○月○日
種　　類	○○生命保険
保険期間	○○年
保険金額	○○○万円
保　険　者	第三債務者
被保険者	○　○　○　○
契　約　者	○　○　○　○
受　取　人	債務者

作成上の留意点

1　本事例は，債権者が債務者に対する金銭債権の回収を図るため，債務者（受取人）が第三債務者（生命保険会社）に対して有する生命保険金の支払請求権を差し押さえる際に作成する差押債権目録の記載例です。

2　本事例は，債権執行の申立てを想定したものですが，仮差押え（保全命令）の申立ての際に作成する仮差押債権目録にも使用できます。

3　保険契約の表示については，特定の要素として，保険証券番号，契約日，保険の種類，保険期間，保険金額，保険者（第三債務者），被保険者，契約者，受取人等を記載する必要があります。ただし，特定のためにこれらの事実をすべて記載する必要があるという趣旨ではなく，実務上，保険証券番号の表示があれば，それだけで特定できることもあります。ただ，債権者があらかじめ保険証券を担保として預かっている場合も総じて多いとみられ，実務では特定の要素の全てを網羅した記載をする例も多くみられます（園部・書式債権・その他財産権・動産等執行の実務209頁）。

4　生命保険金の支払請求権の場合，将来発生する被保険者の死亡を不確定期限としますので，この場合には，転付命令の対象とはなりません。しかし，被保険者が既に死亡していて現実に債権が発生している場合には転付命令の発令が可能となり，この場合には**【記載例】**のように被保険者の死亡年月日の記載が必要になります。

5　上記とは異なり，債務者（契約者）と第三債務者（生命保険会社）間の生命保険契約を解約することに基づき，債務者が第三債務者に対して有する解約返戻金を差し押さえる場合は，下記**【参考例１】**のとおりです。

6　この場合に，生命保険契約の解約返戻金を差し押さえた債権者は，

これを取り立てるために，債務者の有する解約権を行使することができるとされています（後記《参考となる判例》参照）。

【参考例１：生命保険の解約返戻金請求権を差し押さえる場合】

> 債務者が第三債務者に対して有する下記生命保険契約の解約返戻金支払請求権にして，頭書金額に満つるまで
>
> 記（省略）

7　債務者（契約者）と第三債務者（生命保険会社）間の生命保険契約が満期を迎えたことにより，債務者が第三債務者に対して有する満期返戻金を差し押さえる場合は，下記【参考例２】のとおりです。

【参考例２：生命保険の満期返戻金請求権を差し押さえる場合】

> 債務者が第三債務者に対して有する下記生命保険契約の満期返戻金支払請求権にして，頭書金額に満つるまで
>
> 記（省略）

8　債務者（契約者）と，相互会社である第三債務者（生命保険会社）間の生命保険契約に基づき，債務者が第三債務者に対して有する社員配当金を差し押さえる場合は，下記【参考例３】のとおりです。

【参考例３：生命保険の社員配当金を差し押さえる場合】

> 債務者が第三債務者に対して有する下記生命保険契約の社員配当金支払請求権にして，頭書金額に満つるまで
>
> 記（省略）

9　生命保険契約の解約返戻金，満期返戻金及び社員配当金の各支払請求権を同時に差し押さえる場合は，下記【参考例４】のように順位を付して債権を特定します。

【参考例４：生命保険の解約返戻金，満期返戻金，社員配当金を同時に差し押さえる場合】

債務者と第三債務者との間の下記生命保険契約に基づき，債務者が第三債務者に対して有する，本命令送達日以降支払期の到来する①社員配当金支払請求権にして，支払期の早いものから頭書金額に満つるまで。①により完済されないうちに契約が中途解約された場合には，②解約返戻金支払請求権にして①と合計して頭書金額に満つるまで。①により完済されず，かつ，中途解約されないうちに契約が満期を迎えた場合には，③満期返戻金支払請求権にして①と合計して頭書金額に満つるまで

記（省略）

《参考となる判例》

○生命保険契約の解約権は，身分法上の権利と性質を異にし，その行使を保険契約者のみの意思に委ねるべき事情はないから，一身専属的権利ではなく，生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた債権者は，これを取り立てるために，債務者の有する解約権を行使することができるとした事例（最判平11・９・９民集53・７・1173，判時1689・45）